

沖縄海区漁業調整委員会指示23第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年 4月26日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 桃原 仁一

(定義)

1 この指示において「ひき縄ぶり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄ぶり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りではない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	平成23年7月1日から同年9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55分、東経126度35分 地点B 北緯25度55分、東経126度49分 地点C 北緯25度47分、東経126度49分 地点D 北緯25度47分、東経126度35分	平成23年5月1日から同年11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度35.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度35.0分	平成23年5月1日から同年6月30日まで及び平成24年1月1日から同年4月30日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32分、東経124度57.5分	平成23年5月1日から平成24年4月30日まで

沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09分、東経123度04分 地点B 北緯24度09分、東経123度21分 地点C 北緯24度00分、東経123度21分 地点D 北緯24度00分、東経123度04分	平成23年11月1日から平成24年3 月31日まで
--------	--	------------------------------

(指示の有効期間)

- 3 この指示の有効期間は、平成23年5月1日から平成24年4月30日までとする。